【訂正情報】

『〈平成28年版〉　**わかりやすい年末調整の手引**』（平成28年10月31日発行）中，下記の誤りがありましたので，お詫びの上，以下のように訂正させていただきます。

税務研究会出版局

◆　**235頁から239頁　【設例９】**

235頁，下から５行目の生命保険料控除額の計算について誤りがありました。

誤	生命保険料控除額……（新保険料）　（年間払込保険料）84,000円 × $\frac{1}{4}$ ＋ 20,000円 ＝ （生命保険料控除額）41,000円
正	生命保険料控除額……年間払込保険料が84,000円（全額が新保険料）であり，80,000円を超えていますから，控除限度額の40,000円を控除します。

これにより，他の計算にも訂正となる箇所がありますので，235頁から239頁までの設例９について，次の通り差し替えさせていただきます。

（平28.11.18）

【設例９】　年末調整後に扶養控除等の異動があった場合

所得者本人（昭和55年９年29日生）

年間給与の総額…… 6,826,000円

同上の徴収税額…… 273,100円

同上の年間社会保険料…… 992,578円

年間払込生命保険料（一般の生命保険料（新保険料））…… 84,000円

配偶者…… 有（昭和58年７月７日生，本年中の収入なし）

扶養親族の数…… １人（平成15年10月14日生）

※　年末調整後の平成28年12月22日に扶養親族である子が一般の障害者として身体障害者手帳の交付を受けた旨の申告があった

（年税額の求め方）

１　当初の年末調整

①　まず，給与の総額6,826,000円について，給与所得控除後の給与等の金額を「給与等の金額の表」（８ページ）によって求めると4,943,400円になります。

②　次に，上記①により求めた給与所得控除後の給与等の金額4,943,400円から各種保険料控除額，配偶種控除及び基礎控除額を合計した「所得控除額の合計額」を差し引いて課税給与所得金額を算出すると3,150,000円になります。

所得控除額の合計額（1,792,578円）

（給与所得控除後の給与等の金額）　（社会保険料等控除額）　（生命保険料控除額）　（配偶者，扶養（特定扶養親族）基礎控除等の合計額）

4,943,400円 －（992,578円 ＋ 40,000円 ＋ 760,000円）

（課税給与所得金額）

＝3,150,822円……3,150,000円（1,000円未満の端数切捨て）

＜所得控除額の計算＞

社会保険料控除額……支払った保険料992,578円の全額を控除します。

生命保険料控除額……年間払込保険料が84,000円（全額が新保険料）であり，80,000円を超えていますから，控除限度額の40,000円を控除します。

配偶者控除額等……扶養親族は年齢16歳未満ですから控除対象扶養親族に該当しません。

（配偶者控除）　（基礎控除）　（合計額）

380,000円 ＋ 380,000円 ＝ 760,000円

この760,000円は「控除額早見表」（18ページ）❶欄の「１人」の行の金額760,000円です。

③　次に上記②により算出した課税給与所得金額3,150,000円に対する算出所得税額を「算出所得税額速算表」（17ページ）により求めると217,500円となります。

算出所得税額217,400円は，次の算式によった金額です。

（課税給与所得税額）		（税率）		（控除額）		（算出所得税額）
3,150,000円	×	10％	－	97,500円	＝	217,500円

④　この設例の場合，（特定増改築）住宅借入金等特別控除の適用がありませんので，上記③で求めた算出所得税額が年調年税額となります。

⑤　次に，上記④の年調年税額に102.1％を乗じて，復興特別所得税を含む年調年税額を求めると222,000円になります。

（年調所得税額）		（年調年税額）
217,500円	× 102.1％	＝ 222,000円

⑥　年間の徴収税額273,100円と年調年税額222,000円との差額51,100円が年末調整による超過額となります。

⑦　超過額51,100円は，本年最後に支払う給与（賞与）の徴収税額10,820円に充当し，充当しきれない40,280円は12月中に徴収した給与等や税理士報酬等の税額から還付します。

2　障害者控除の適用を受けるための年末調整の再調整

12月20日に支払った給与で年末調整を行った後，障害者控除の適用を受けることになりますので，障害者控除を適用した年末調整の再計算を行って当初の年末調整による年税額との差額を精算します。

①　年間給与の総額に変更はありませんので上記１①で求めた給与所得控除後の給与等の金額4,943,400円から各種保険料控除額，配偶者控除，基礎控除額及び障害者控除額を合計した「所得控除額の合計額」を差し引いて課税給与所得金額を算出すると2,880,000円になります。

所得控除額の合計額（2,062,578円）

（給与所得控除後の給与等の金額）		（社会保険料等控除額）		（生命保険料控除額）		（配偶者，扶養（特定扶養親族）基礎控除等の合計額）
4,943,400円	－	（992,578円	＋	40,000円	＋	1,030,000円）

（課税給与所得金額）

＝2,880,822円……2,880,000円（1,000円未満の端数切捨て）

配偶者控除額等……扶養親族は年齢16歳未満ですから控除対象扶養親族に該当しませんが，本年末までに一般の障害者に該当することとなったため障害者控除の適用があります。

（配偶者控除）		（基礎控除）		（障害者控除）		（合計額）
380,000円	＋	380,000円	＋	270,000円	＝	1,030,000円

この1,030,000円は「控除額早見表」（18ページ）❶欄の「１人」の行の金額760,000円に，❷欄の㋩の金額270,000円を加算した金額です。

② 次に上記①により算出した課税給与所得金額2,880,000円に対する算出所得税額を「算出所得税額速算表」（17ページ）により求めると190,500円となります。

算出所得税額190,400円は，次の算式によった金額です。

（課税給与所得税額）		（税率）		（控除額）		（算出所得税額）
2,880,000円	×	10%	−	97,500円	=	190,500円

④ この設例の場合，（特定増改築）住宅借入金等特別控除の適用がありませんので，上記③で求めた算出所得税額が年調年税額となります。

⑤ 次に，上記④の年調年税額に102.1%を乗じて，復興特別所得税を含む年調年税額を求めると194,500円になります。

（年調所得税額）		（年調年税額）
190,500円	× 102.1%	= 194,500円

⑥ 当初の年調年税額222,000円と再年末調整による年調年税額194,500円との差額27,500円が再年末調整による超過額となります。

⑦ 超過額27,500円は，当初の年末調整による超過額の精算が終わっていますので，12月中に徴収した給与等や税理士報酬等の税額から還付します。

【設例９の記載例】

甲欄
乙欄

平成28年分　退職所得　給与所得　に対する源泉徴収簿

所属	営業部	職名		住所	（郵便番号 ○○○ － ○○○○ ） ○○市○○町　9-8-7

区分	月区分	支給月日		総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
給料・手当等	1	1	20	430,000 円	63,306 円	366,694 円	1 人	10,580 円	円	10,580 円
	2	2	19	430,000	63,306	366,694	1	10,580		10,580
	3	3	22	430,000	63,306	366,694	1	10,580		10,580
	4	4	20	434,000	62,870	371,130	1	11,070		11,070
	5	5	20	434,000	62,870	371,130	1	11,070		11,070
	6	6	20	434,000	62,870	371,130	1	11,070		11,070
	7	7	20	434,000	62,870	371,130	1	11,070		11,070
	8	8	19	434,000	62,870	371,130	1	11,070		11,070
	9	9	20	434,000	62,870	371,130	1	11,070		11,070
	10	10	20	434,000	63,648	370,352	1	10,820		10,820
	11	11	21	434,000	63,648	370,352	1	10,820		10,820
	12	12	20	434,000	63,648	370,352	1	10,820	△51,100	△40,280
									△27,500	△27,500
	計			① 5,196,000	② 758,082	4,437,918		③ 130,620		
賞与等	6	6	20	780,000	111,493	668,507	1	（税率 10.210 %） 68,254		68,254
	12	12	12	850,000	123,003	726,997	1	（税率 10.210 %） 74,226		74,226
								（税率 %）		
								（税率 %）		
	計			④ 1,630,000	⑤ 234,496	1,395,504		⑥ 142,480		

◎

氏名	(フリガナ) メグロ シロウ 目黒 四郎 (生年月日 明・大・昭・平 55 年 9 月 29 日)	整理番号	

前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	円

同上の税額につき還付又は徴収した月区分	月別	還付又は徴収した税額	差引残高	月別	還付又は徴収した税額	差引残高
	月	円	円	月	円	円

扶養控除等の申告	申告の有無	控除対象配偶者 一般	控除対象配偶者 老人	一般の控除対象扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族 同居老親等	老人扶養親族 その他	障害者等	(該当するものを○で囲んでください。)	従たる給与から控除する控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数	配偶者の有無
		当初	当初	当初	当初	当初	当初	当初	・一般の障害者 本人・配・扶(1人) ・特別障害者 本人・配・扶(　人) ・同居特別障害者 配・扶(　人) ・寡婦・特別の寡婦 ・寡夫 ・勤労学生	当初	
	(有)・無	(有)・無	有・無	人	人	人	人	人		人	(有)・無
		月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日		月日	
		有・無	有・無	人	人	人	人	1人			
		月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日		月日	
		有・無	有・無	人	人	人	人	人		人	

年末調整 区分		金額	税額
給料・手当等		① 5,196,000 円	③ 130,620 円
賞与等		④ 1,630,000	⑥ 142,480
計		⑦ 6,826,000	⑧ 273,100
給与所得控除後の給与等の金額		⑨ 4,943,400	配偶者の合計所得金額 (　0 円)
社会保険料等控除額	給与等からの控除分(②+⑤)	⑩ 992,578	旧長期損害保険料支払額 (　円)
	申告による社会保険料の控除分	⑪	⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額 (　円)
	申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑫	⑪のうち国民年金保険料等の金額 (　円)
生命保険料の控除額		⑬ 40,000	
地震保険料の控除額		⑭	
配偶者特別控除額		⑮	
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額		⑯ 1,030,000 760,000	
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰ 2,062,578 1,792,578	
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額		⑱ (1,000円未満切捨て) 2,880,000 3,150,000	⑲(再) 190,500 217,500
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額			⑳
年調所得税額 (⑲−⑳、マイナスの場合は0)			㉑(再) 190,500 217,500
年調年税額 (㉑×102.1%)			㉒(再) (100円未満切捨て) 194,500 222,000
差引超過額又は不足額(㉒−⑧)			㉓(再) △27,500 △51,100
超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		㉔
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		㉕
	差引還付する金額(㉓−㉔−㉕)		㉖(再) 27,500 40,280
	同上のうち 本年中に還付する金額		㉗(再) 27,500 40,280
	同上のうち 翌年において還付する金額		㉘
不足額の精算	本年最後の給与から徴収する金額		㉙
	翌年に繰り越して徴収する金額		㉚

この様式は、平成27年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。